

## 最終処分場の維持管理計画書

基準の内容	計画及び対策	備 考
<p>1. 埋立地外に廃棄物が飛散及び流出しないように必要な措置を講ずること。</p>	<p>1日の作業が終了した時に廃棄物を充分転圧し、砂質土又は礫質土で厚さ30cm以上の覆土を行い、廃棄物の飛散及び流出を防ぎます。</p>	
<p>2. 最終処分場外に悪臭が発散しないように必要な措置を講ずること。</p>	<p>埋立をする廃棄物の種類には悪臭を発散するものはない。しかし覆土を厚さ30cm以上の砂質又は礫質土で覆い、万全の措置をとります。</p>	
<p>3. 火災発生を防ぐために必要な措置を講ずるとともに消火器その他の消火設備を備えておくこと。</p>	<p>安定型産業廃棄物以外の廃棄物の混入、付着がないことを確認し 1. と同様に作業終了後は覆土を行う。また消火器は50m範囲内の各所に設置します。</p>	
<p>4. ねずみが生息し、及び蚊、はえその他害虫が発生しないように薬剤の散布その他必要な措置を講ずること。</p>	<p>1. と同様に作業終了時に即日覆土を行います。 また必要に応じて薬剤の散布を実施いたします。</p>	
<p>5. 囲いは、みだりに人が立ち入るのを防止することができるようにしておくこと。 (閉鎖された埋立地を埋立処分以外の用に供する場合においては、囲い、杭その他の設備により埋立地の範囲を明らかにしておくこと)</p>	<p>車両出入口は既存施設の鋼製扉をそのまま利用し封鎖、施錠をする。また背後地からの進入防止については、松丸太と有刺鉄線を人の出入りが出来そうな谷部の2箇所に設け、関係者以外の人々の進入を防ぎます。</p>	

基準の内容	計画及び対策	備考
<p>6. 立札その他の設備は、常に見えやすい状態にしておくとともに表示すべき事項に変更が生じた場合には、速やかに書換えその他の必要な措置を講ずること。</p>	<p>立札は車両出入口のよく見える場所に設置し、文字等が見えにくくなった時には、必要な措置をとります。 また、表示内容に変更が生じた場合は足立に書き換えます。</p>	
<p>7. 擁壁等を敵的に点検し、損壊するおそれがあると認められる場合には、速やかにこれを防止するために必要な措置を講ずること。</p>	<p>今回の計画には擁壁はありませんが土堰堤があります。これについては定期的にまた降雨後には点検を行い、異常が生じた場合には直ちに復旧作業を行います。</p>	
<p>8. 最終処分場の周縁の2箇所以上の場所から採取した地下水又は地下集排水設備より搬出された地下水の水質検査を継により行うこと。</p> <p>イ. 埋立開始前に地下水等検査項目を測定・記録すること。</p> <p>ロ. 埋立開始後に地下水等検査項目を1年に1回以上測定・記録すること。</p>	<p>埋立開始前に地下水等検査項目の水質検査を実施し、測定値を記録します。</p> <p>埋立開始後、地下水等検査項目の水質検査を年に1回実施し、測定値を記録します。</p> <p>なお、埋立開始初期には6ヶ月に1回の頻度で実施し、記録します。</p> <p>また、異常降雨時の追加の水質検査の実施を検討します。</p>	
<p>9. 地下水等検査項目に係る水質検査の結果、水質の悪化（その原因が当該最終処分場以外にあることが明らかな場合を除く）が認められる場合は、その原因の調査その他生活環境の保全上</p>	<p>①万一検査数値に異常が発生した時は、直ちに埋立を一時停止します。</p> <p>②以上の内容によっては、関係機関、部署に連絡し指示を仰ぐとともに必要な緊急対応措置を講じます。</p> <p>③作業報告書を精査し、どの現場から搬入された廃棄物であるか特定し、原因を究明します。</p> <p>④異常が確定された廃棄物は適法、適正に処理します。</p> <p>⑤再度検査を実施し、問題がないことを確認できた後に埋立て再開の手続きを行います。</p>	

基準の内容	計画及び対策	備 考
<p>10. 埋め立てられた廃棄物の種類（当該廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む）、数量、最終処分場の維持管理に当たって行った点検、検査その他の措置の記録並びに廃石綿等又は石綿含有廃棄物を埋め立てた場合にあっては、その位置を示す図面を作成し、廃止までの間保存すること。</p>	<p>必要な記録類を作成し、廃止まで保存します。          なお、廃石綿等又は石綿含有廃棄物は埋め立てません。</p>	
<p>11. 残余の埋立容量について1年に1回以上測定・記録すること。</p>	<p>残余の埋立容量については1年に1回以上測定し、その結果を記録し保管します。</p>	
<p>12. 廃棄物を埋め立てる前に、展開検査を行い、安定型産業廃棄物以外の廃棄物の付着又は混入が認められる場合には、廃棄物を埋め立てないこと。</p>	<p>埋め立て前に展開検査を実施し、安定型産業廃棄物以外の廃棄物の付着又は混入がある場合は、埋め立てをいたしません。          展開検査場の設置は、既設処分場の埋立終了届の提出後に行います。          また、展開検査場の部分にはコンクリート舗装（<math>t = 20\text{cm}</math>以上）を施します。</p>	
<p>13. 浸透水について、地下水等検査項目を1年に1回以上、BOD  又はCODを1月に1回（埋立終了後は3月に1回）以上水質を測定・記録すること。</p>	<p>地下水等検査項目を1年に1回（埋立開始初期には、6ヶ月に1回の頻度で行います。）          BODを1月に1回実施し（埋立開始初期には、BODに加えてPH、SS、ノルマルヘキサン抽出物質、窒素、燐、流量を1回/月とします。）測定値を記録します。</p>	

基準の内容	計画及び対策	備 考
<p>14. 次に掲げる場合には、速やかに廃棄物の搬入及び埋立処分を中止するとともに、生活環境保全上必要な措置を講ずること。</p> <p>(1) 浸透水に係る地下水等検査項目の水質検査の結果が基準に適合していない場合。</p> <p>(2) BOD又はCODが水質検査の結果、BODが20mg/ℓ又はCODが40mg/ℓをこえている場合。</p>	<p>①万一検査数値に異常が発生した時は、直ちに埋立を一時停止します。</p> <p>②以上の内容によっては、関係機関、部署に連絡し指示を仰ぐとともに必要な緊急対応措置を講じます。</p> <p>③作業報告書を精査し、どの現場から搬入された廃棄物であるか特定し、原因を究明します。</p> <p>④異常が確定された廃棄物は適法、適正に処理します。</p> <p>⑤再度検査を実施し、問題がないことを確認できた後に埋立て再開の手続きを行います。</p>	
<p>15. 埋立処分が終了した埋立地を埋立処分以外の用に供する場合は、厚さがおおむね50cm以上の土砂等の覆いにより開口部を閉鎖すること。</p>	<p>埋立処分が終了した時には、平地部を礫質土で50cm以上、法面部においては粘性土または礫質土で50cm以上の覆土を行います。</p>	
<p>16. 15)により閉鎖した埋立地については、覆いの損壊を防止するために必要な措置を講ずること。</p>	<p>平地部は低木の植樹を行い、法面部は種子吹付を施し、覆いの損壊を防ぎます。</p> <p>また、法面部小段には排水設備を設けるとともに、シールコン(t=7cm)を施工し、雨水の浸透による法面の崩壊を防ぎます。</p>	<p>日常の点検や地震、台風および大雨の際の点検を実施します。万一覆いが破壊した場合は、速やかに補修を行います。</p>



令和3年3月現在 毎月採水箇所位置図



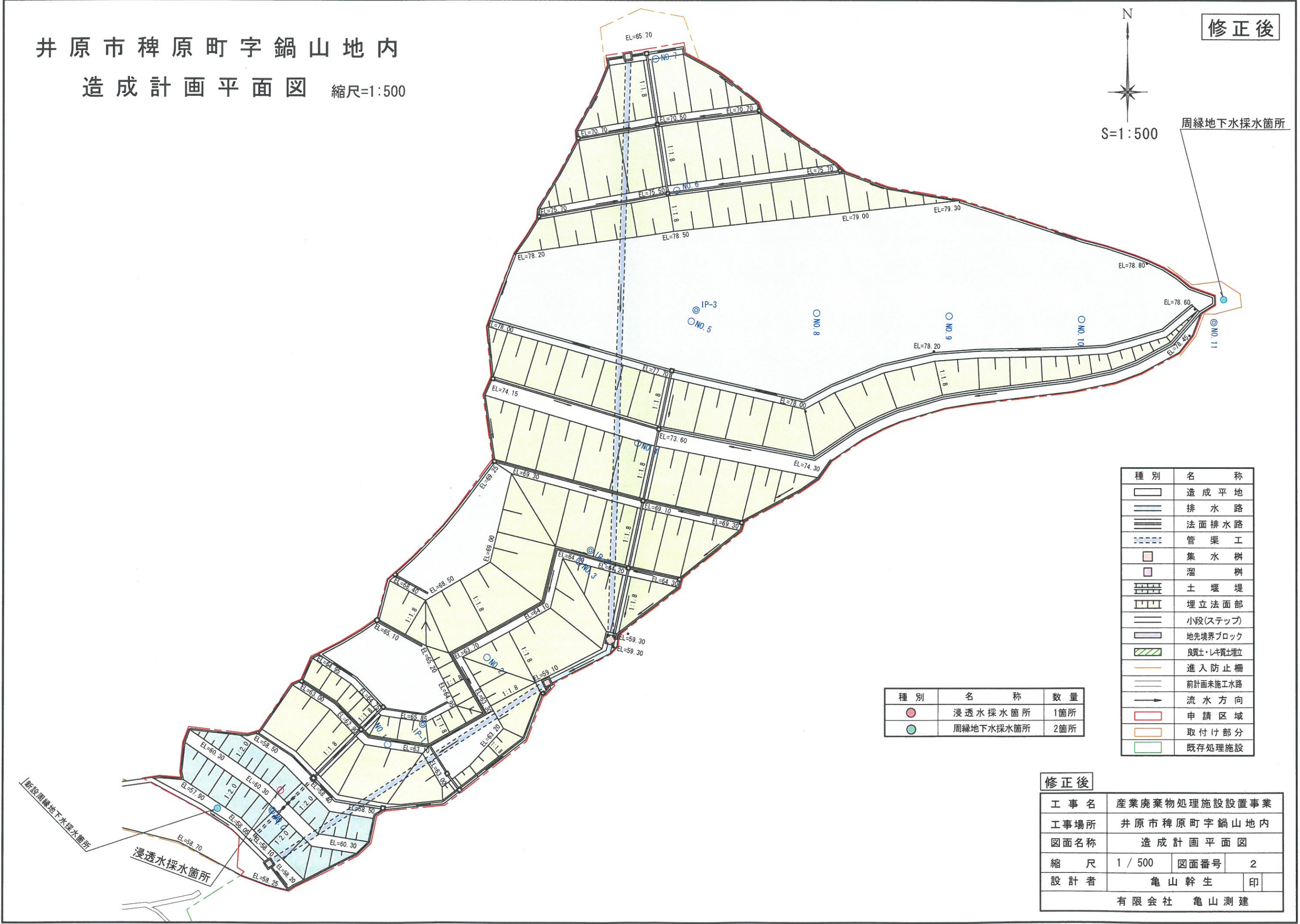


井原市稗原町字鍋山地内  
造成計画平面図 縮尺=1:500

修正後



周縁地下水採水箇所



種別	名称
	造成平地
	排水路
	法面排水路
	管渠工
	集水樹
	溜樹
	土堰堤
	埋立法面部
	小段(ステップ)
	地先境界ブロック
	良質土・レキ質土埋立
	進入防止柵
	前計画未施工水路
	流水方向
	申請区域
	取付け部分
	既存処理施設

種別	名称	数量
	浸透水採水箇所	1箇所
	周縁地下水採水箇所	2箇所

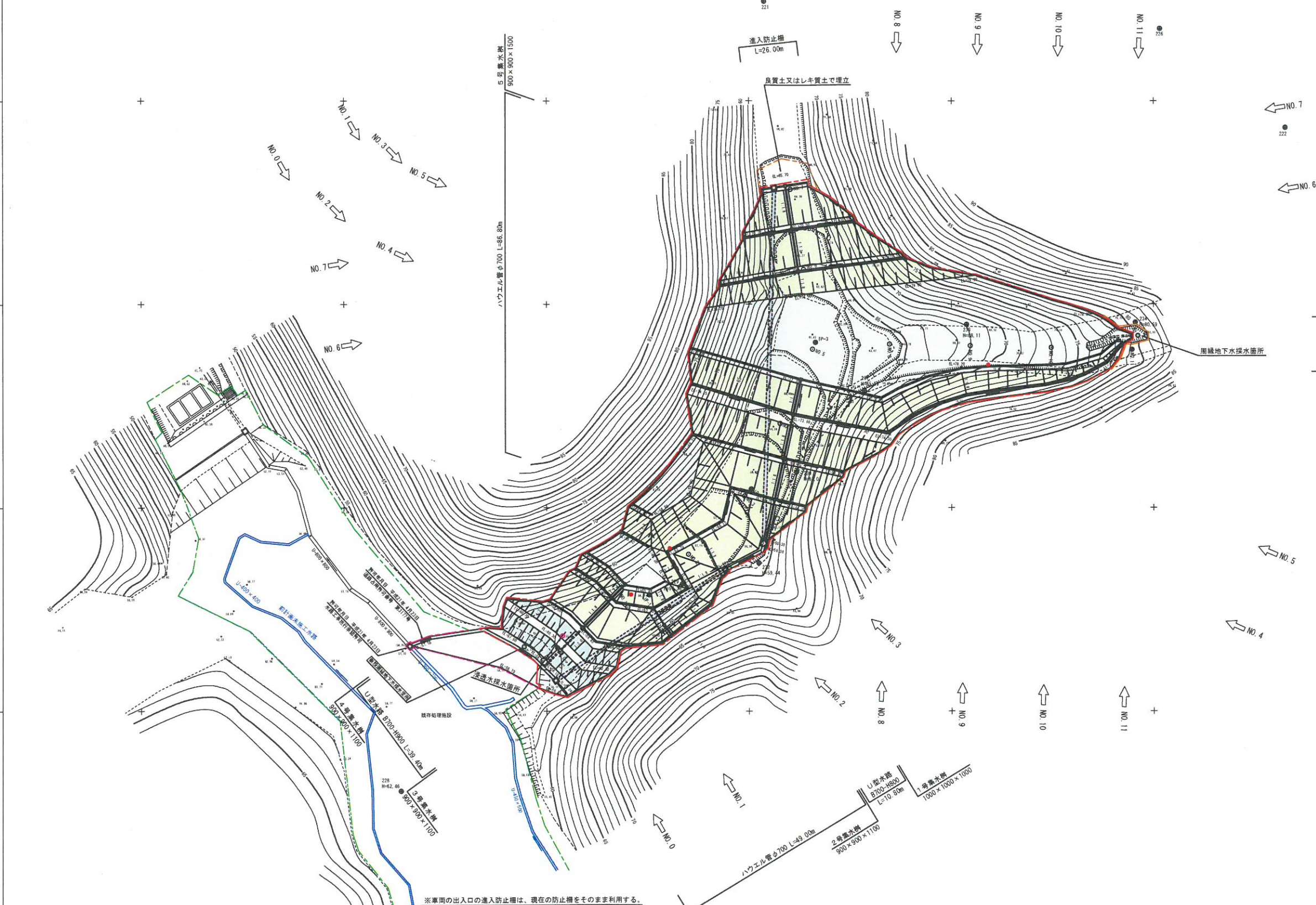
修正後

工事名	産業廃棄物処理施設設置事業		
工事場所	井原市稗原町字鍋山地内		
図面名称	造成計画平面図		
縮尺	1 / 500	図面番号	2
設計者	亀山幹生	印	
有限会社 亀山測建			

新設周縁地下水採水箇所  
浸透水採水箇所



井原市稗原町字鍋山地内  
造成計画平面図 縮尺=1:500



種別	名称
	造成平地
	排水路
	法面排水路
	管渠工
	集水樹
	灌漑樹
	土壌埤
	埋立法面部
	小段(ステップ)
	地境境界ブロック
	良質土又はレキ質土で埤立
	進入防止柵
	前計画未施工水路
	流水方向
	申請区域
	取付け部分
	既存処理施設

種別	名称	数量
	浅透水採水箇所	1箇所
	周縁地下水採水箇所	2箇所

工事名	産業廃棄物処理施設設置事業
工事場所	井原市稗原町字鍋山地内
図面名称	造成計画平面図
縮尺	1 / 500
図面番号	2
設計者	亀山幹生 印
有限会社 亀山測建	

※車両の出入口の進入防止柵は、現在の防止柵をそのまま利用する。